

概要版

第 9 期 横瀬町

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

(令和 6 年度～令和 8 年度)



埼玉県横瀬町



1 高齢者を取り巻く状況

本町においては総人口の減少に加え、高齢者人口においても減少が見込まれていますが、65歳未満の減少幅が大きいことから、高齢化率は増加する見込みです。

そのような状況においても、介護保険事業の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを可能としていくことが求められています。

これらの状況を踏まえ、横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）は、前計画からの基本理念である「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を継承し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活ができ、町全体に自助・共助・公助の心が醸成されるよう、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

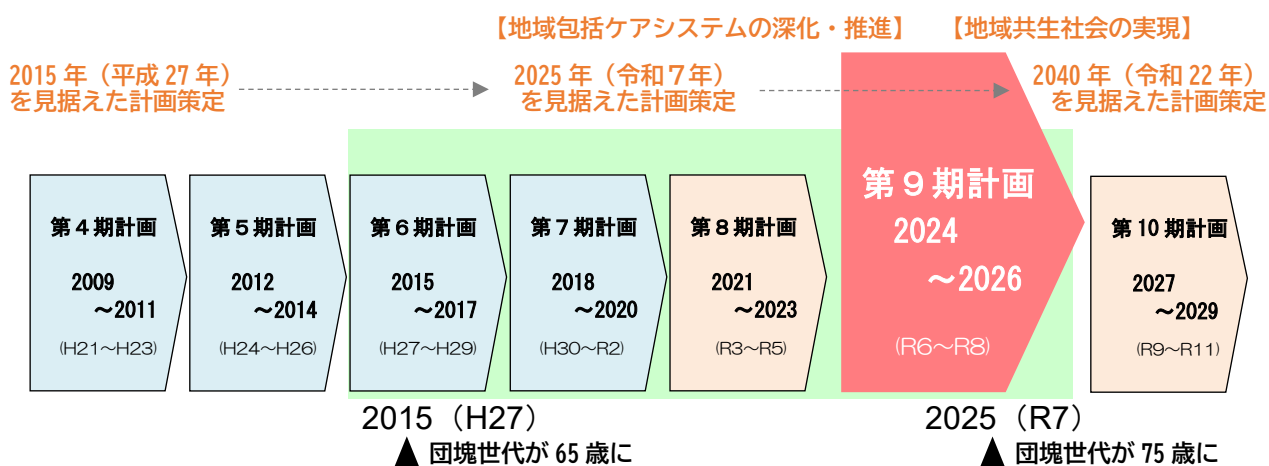
2 計画の位置付け

町の行政運営指針の最上位計画である「横瀬町総合振興計画」や、福祉関連計画の上位計画である「地域福祉計画」の基本理念等を踏まえた上で、高齢者福祉分野の個別計画として策定します。さらに、地域包括ケアシステムの構築における在宅医療・介護の連携体制や取組を一層推進するため、埼玉県地域保健医療計画との整合性を確保します。

3 計画の期間

本計画の期間は3年を1期とし、令和6年度から令和8年度までとします。

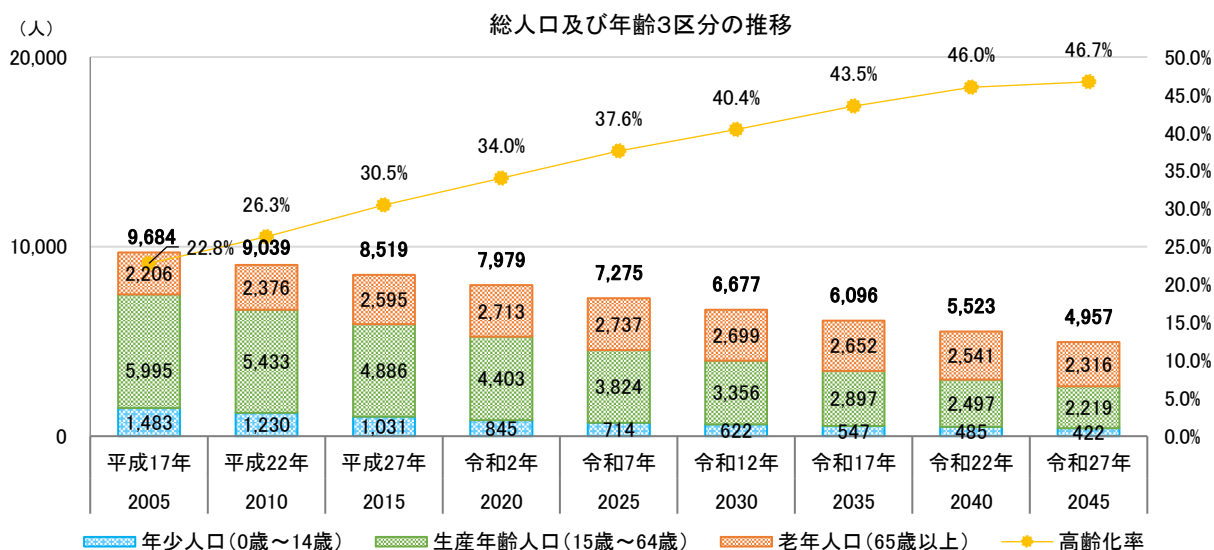
また、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視点に立った施策の展開を図ります。



4 高齢者を取り巻く状況

1 年齢3区分別人口構成の推移及び推計

本町の総人口は、令和2年度 7,979 人で、平成 17 年以降減少傾向で推移しています。団塊の世代が後期高齢者となる令和7年では 7,275 人（高齢化率 37.6%）、団塊の世代が 90 歳となる令和 22 年では 5,523 人（高齢化率 46.0%）まで、減少するものと見込まれています。



2 要介護・要支援者数の推移（第1号被保険者）

要介護・要支援者数は増加傾向で推移しています。

今後においても、増加傾向が続くとみられており、令和5年度の470人から令和22年で542人増加するものと推計されています。

	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和12年度 (2030)	令和17年度 (2035)	令和22年度 (2040)	令和27年度 (2045)
合計	470	480	487	497	514	537	542	515
要支援1	44	43	45	47	46	46	46	44
要支援2	71	68	68	70	72	72	71	67
要介護1	85	96	98	100	104	109	105	100
要介護2	84	100	101	104	106	112	116	110
要介護3	78	74	75	75	79	84	85	78
要介護4	59	54	54	55	58	62	62	61
要介護5	49	45	46	46	49	52	57	55

出典：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

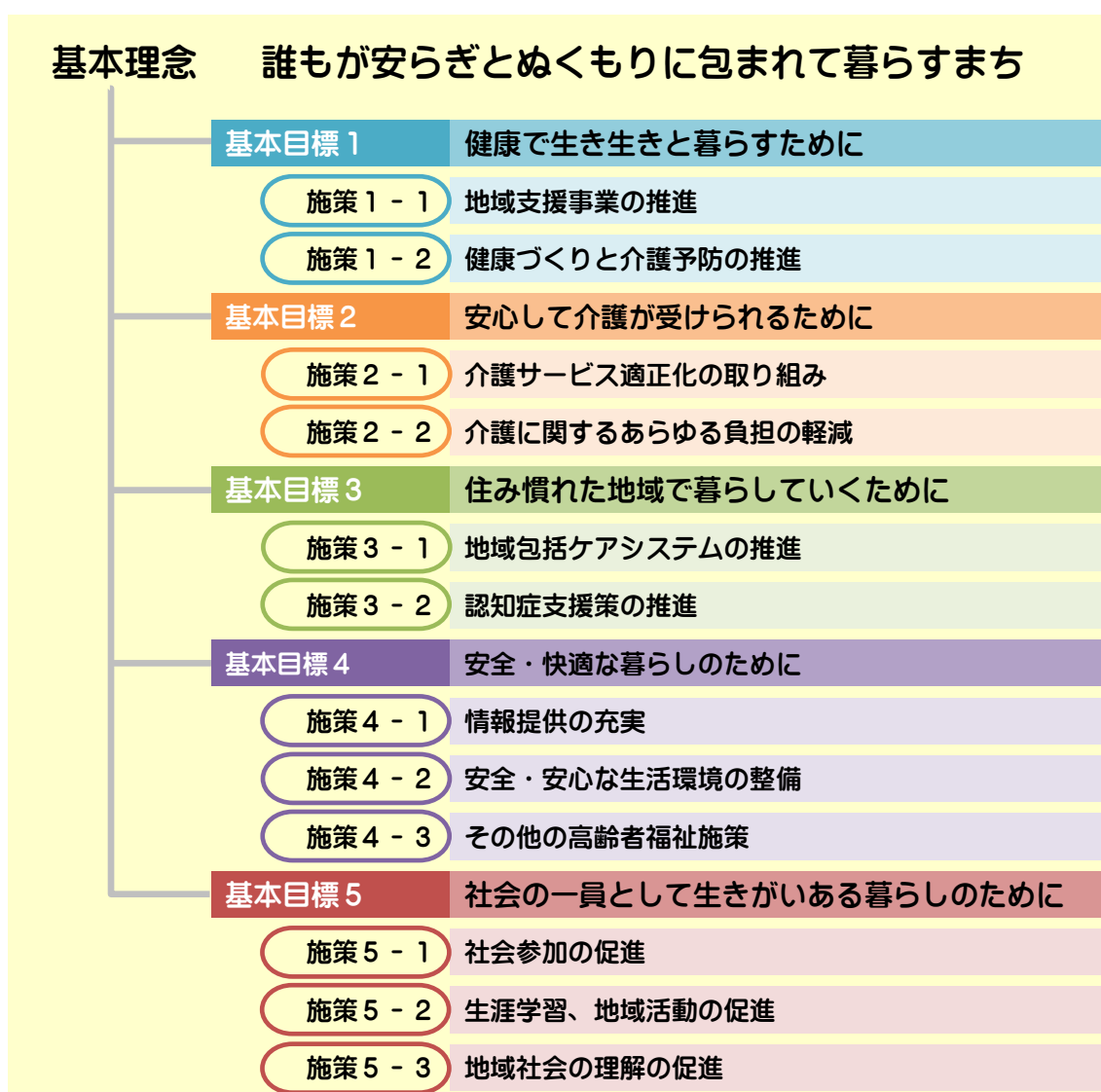
5 計画の基本理念と基本目標

誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

本町では、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

国においては第9期計画においても、これまで同様に「地域共生社会の実現と2040年への備え」を最重要課題として位置づけており、この実現に向けて「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」の3本柱で取り組む方針を示しています。

本町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活ができる「地域共生社会」の実現を目指すためには、第8期計画までの取り組みを評価・検証しながら一層推進していくことが必要だと考えられることから、第9期計画においてもこれまでの基本理念を踏襲し、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」とします。



基本目標 1 健康で生き生きと暮らすために

高齢者一人ひとりが活動的で健康な生活を送ることができるよう、高齢者自身の身近な地域での健康づくりと介護予防に関する取り組みの促進を図ります。

施策1-1. 地域支援事業の推進

①総合事業の推進

「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」を通して、閉じこもり予防や介護予防の必要性の高い高齢者に対する訪問・通所・ケアマネジメント等を実施します。

②包括的支援事業の推進

地域包括支援センターを中心に、地域の高齢者の実態把握、多様な相談支援、権利擁護のための対応を行います。

③任意事業の推進

配食サービス事業・紙おむつ給付事業を通して、自立した日常生活の支援を図ります。

施策1-2. 健康づくりと介護予防の推進

①健康づくりと生活習慣病予防の推進

町民が生涯にわたって生きがいもち、豊かで楽しい生活を送ることができるよう、高齢者の健康保持・増進など、健康づくりの取り組みを進めます。

②一般介護予防事業の推進

高齢者が生き生きと活動できるよう、介護予防事業を実施します。



基本目標 2 安心して介護が受けられるために

介護保険制度の円滑な運営を可能とするために、介護人材を確保し、資質の向上を図るとともに、職場環境の改善に向けた取り組みを推進します。

施策2-1. 介護サービス適正化の取り組み

①要介護認定の適正化

申請受付時に相談を受け、適切なサービスの紹介を行います。

②ケアマネジメントの適正化

サービス利用の適正化を図るため、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

③事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

苦情・過誤請求等の防止を目的として、指導・監査を行います。

④制度の周知

分かりやすい情報の提供に心掛け、制度やサービスの内容の周知を行います。

施策2-2. 介護に関するあらゆる負担の軽減

①低所得者への負担軽減対策

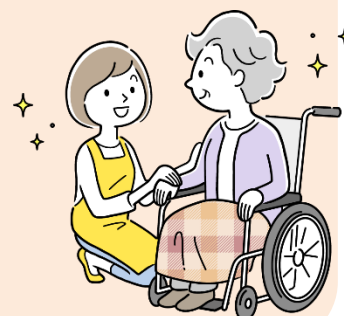
低所得者の経済的負担軽減策の実施とともに、各種制度の周知を図ります。

②家族介護者への支援

手当支給等を通して介護予防や家族介護者の介護負担の軽減、介護離職の防止を図ります。

③持続可能な介護現場に向けた取り組み

介護人材の確保、ICTの導入など、介護現場革新を推進します。



基本目標 3 住み慣れた地域で暮らしていくために

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが続けられるよう、多様なサービスを受けられる体制づくりや、高齢者を地域全体で支えるための各種取り組みを推進していきます。

施策3-1. 地域包括ケアシステムの推進

地域全体で高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。

施策3-2. 認知症支援策の推進

①認知症に対する知識の普及・啓発

認知症サポーター養成講座や認知症ケアパス等を通して、意識啓発を図ります。

②認知症の方への支援の強化

認知症の早期発見、早期対応に向け、支援対象者の把握を行うとともに、認知症の疑いがある場合の相談先の周知を図り、早期治療へとつなげます。



基本目標 4 安全・快適な暮らしのために

住まいの確保や防災・感染症対策に取り組むとともに、地域住民の相互理解を促し、共生のまちづくりを推進します。

施策4-1. 情報提供の充実

保健、介護、福祉に関する必要な情報をわかりやすく高齢者やその家族に提供していきます。

施策4-2. 安全・安心な生活環境の整備

①安全・安心な地域づくりの推進

高齢者が自立し、こころ豊かに安心して快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

②災害・感染症対策の推進

横瀬町避難行動要支援者避難支援プラン等に基づき、災害時に備え、関係者の連携体制を構築します。また、保健所、事業所等との連携を図りながら、感染症対策について推進を図ります。

③人権・権利擁護の推進

地域包括支援センター及び社会福祉協議会等との連携により、認知症高齢者等の権利擁護に関する制度の周知を図ります。

④高齢者住居の整備推進

高齢者一人ひとりの環境に対応した住まいや福祉施設の相談・支援を図ります。

施策4-3. その他の高齢者福祉施策

横瀬町公共交通運行事業や健康長寿祝金支給事業等を推進します。



基本目標 5 社会の一員として生きがいある暮らしのために

「高齢者が社会活動に参加しやすい環境づくり」に取り組むことで、世代や分野を超えた地域共生社会の実現へとつなげていきます。

施策5-1. 社会参加の促進

就労支援やボランティア活動支援等を通して生きがいづくりを図ります。

施策5-2. 生涯学習、地域活動の促進

高齢者が多様な生涯学習、地域活動を行うことができる環境の充実を図ります。

施策5-3. 地域社会の理解の促進

地域で支え合う社会を構築するために既存の組織等と連携して、住民の理解を深めます。

6 介護保険サービス

要介護（要支援）認定を受けると、ケアプランに基づいて、各介護保険サービスの利用ができます。

	サービスの種類	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話、通院の付き添いなど）や生活援助（住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など）を行います。
	訪問入浴介護【介護予防訪問入浴介護】	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護【介護予防訪問看護】	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。
	訪問リハビリテーション 【介護予防訪問リハビリテーション】	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理指導 【介護予防居宅療養管理指導】	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
	通所介護	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	通所リハビリテーション 【介護予防通所リハビリテーション】	介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
	短期入所生活介護 【介護予防短期入所生活介護】	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、日常生活の支援が受けられます。
	短期入所療養介護 【介護予防短期入所療養介護】	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】	車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
	特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】	排せつや入浴に用いる用具に対して、年間上限 10 万円まで福祉用具購入費を支給します（自己負担あり）。
	居宅介護住宅改修【介護予防住宅改修】	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限 20 万円まで住宅改修費を支給します（自己負担あり）。
	特定施設入居者生活介護 【介護予防特定施設入居者生活介護】	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	介護予防支援・居宅介護支援	ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。
	夜間対応型訪問介護	夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。
	認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアを日帰りで受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 【介護予防認知症対応型共同生活介護】	認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	29 人以下の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて一体的に提供するサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の通所介護事業所で、サービス内容は、通所介護と同様です。	
施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する新たな介護保険施設です。

7 令和6～8年度(第9期)の介護保険料(65歳以上)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料額について所得段階区分、保険料負担割合等の見直しが行われ、第9期では以下の通り13の所得段階区分により設定します。なお、第1号被保険者(65歳以上の方)の第9期の保険料の年額基準額は、71,800円(月額5,990円)となりました。

区分	対象者	負担割合	介護保険料 (年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で、世帯非課税の者及び世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金	基準額 × 0.285	20,400 円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 120 万円以下の者	基準額 × 0.485	34,800 円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で上記以外の者	基準額 × 0.685	49,200 円
第4段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、前年の課税年金収入額 + 合計所得金額が 80 万円以下の者	基準額 × 0.90	64,600 円
第5段階	世帯課税で本人が町民税非課税の者で、上記以外の者	基準額	71,800 円
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の者	基準額 × 1.20	86,200 円
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の者	基準額 × 1.30	93,400 円
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の者	基準額 × 1.50	107,800 円
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の者	基準額 × 1.70	122,100 円
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の者	基準額 × 1.90	136,500 円
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の者	基準額 × 2.10	150,900 円
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の者	基準額 × 2.30	165,300 円
第13段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の者	基準額 × 2.40	172,500 円

横瀬町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

《第9期(令和6年度～8年度)》概要版

発行年月 令和6年3月

発行 横瀬町福祉介護課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL : 0494-25-0116 FAX : 0494-21-5155

URL : <http://www.town.yokoze.saitama.jp>